

シルクのまちづくり市区町村協議会 令和元年度総会次第

日時：令和元年8月21日（水）午後2時00分～

場所：岡谷市役所 9階大会議室（長野県岡谷市幸町8-1）

■ 開会

■ 会長あいさつ

■ 出席者紹介

■ 議事

第1号議案 令和元年度事業計画（案）について

第2号議案 令和2年度役員の選任について

■ その他の協議事項について













■ 閉会



◎ 事務局からの連絡事項

シルクのまちづくり市区町村協議会 令和元年度総会 座席表

日時：令和元年8月21日(水)午後2時00分～
場所：岡谷市役所9階大会議室
(長野県岡谷市幸町8-1)

- 岡谷市
産業振興部
部長 藤岡 明彦
- 岡谷市
ブランド推進室
室長 伊藤 雅章
- 岡谷市
ブランド推進室
主幹 伊藤 和彦
- 大日本蚕糸会
業務部長 廣瀬 隆登
- 経済産業省
製造産業局
生活織品課
課長補佐 関口 直人
- 京丹後市
商工観光部
部長 高橋 尚義
- 長浜市
産業観光部
次長 米田 裕治
- 安曇野市
観光交流促進課
係長 下里 強
- 安曇野市
観光交流促進課
課長 大竹 範彦
- 駒ヶ根市
農林課
主事 竹村 麻里佳

											
駒ヶ根市 農林課 係長 鈴木 弘文	富士吉田市 商工振興課 課長補佐 三浦 達也	富士吉田市 商工振興課 課長 桑原 千保	十日町市 産業政策課 主事 大嶋 美香	十日町市 産業政策課 課長補佐 田村 英明	前橋市 文化国際課 副主幹 萩原 忍	富岡市 富岡製糸場 総合研究センター 係長代理 木内 博文	富岡市 富岡製糸場課 係長代理 浅香 嘉一	富岡市 富岡製糸場課 係長 三川 歩	富岡市 商工課 主事 三浦 奈津子	鶴岡市 商工課 主幹 坂口 礼奈	野村シルク博物館 主任 那須 重昭
野村シルク博物館 館長 密田 和彦	西予市 農林水産課 課長補佐 和氣 右記	西予市 農林水産課 課長 三瀬 計治	西予市 野村シルク博物館 館長 密田 和彦	西予市 野村シルク博物館 主任 那須 重昭	鶴岡市 商工課 主幹 坂口 礼奈	結城市 商工観光課 課長 河添 敏明	結城市 商工観光課 係長 濱野 秀幸	小山市 工業振興課 課長 山中 徹	富岡市 富岡製糸場課 係長 三川 歩	富岡市 富岡製糸場課 係長代理 浅香 嘉一	事務局

	
岡谷市長 今井 竜五	西予市長 管家 一夫



事務局

令和元年度事業計画（案）

1. 全体事業

（1）総会

日時：令和元年8月21日（水）14：00～

場所：岡谷市役所9階大会議室（長野県岡谷市幸町8-1）

内容：令和元年度事業計画、次期役員の選任ほか

（2）幹事会

①第1回幹事会

日時：令和元年7月4日（木）14：00～

場所：大日本蚕糸会 蚕糸会館会議室（東京都千代田区有楽町1-9-4）

内容：平成30年度事業報告、令和元年度事業計画、

総会及び連携事業に、各産地の状況報告および取組の紹介など

②第2回幹事会

日程：令和2年2月または3月

場所：未定

内容：令和元年度事業計画の進捗状況について、

全国シルクのまち情報誌「知・る・く（第11号）」発行について、

各産地の状況報告および取組の紹介など

2. 研修事業

（1）第1回視察研修

日時：令和元年8月22日（木）9：00～12：00

場所：長野県岡谷市（岡谷蚕糸博物館、旧庁舎、岡谷絹工房等）

内容：岡谷蚕糸博物館、近代化産業遺産群等

（2）第2回視察研修

日時：令和2年2月または3月

場所：未定

内容：未定

3. 連携事業

- (1) 岡谷蚕糸博物館リニューアルオープン5周年記念

「ユミカツラ ファッションショー」

日 時：令和元年8月21日（水）15：30～18：00

場 所：岡谷市文化会館（カノラホール）（長野県岡谷市幸町8-1）

内 容：①パネルディスカッション「日本のシルク文化とその魅力を世界へ！」

②ユミカツラ ファッションショー

主 催：岡谷市

4. 情報発信・提供事業

- (1) 全国シルクのまち情報誌「知・る・く」の発行（1回）

発行日：令和2年3月

内 容：未定

- (2) ホームページの運営（シルクに関する有益な情報発信）

内 容：ホームページ（<https://silktown.jimdo.com>）掲載情報の更新

内容①：協議会発行情報誌の掲載

内容②：企業情報の追加掲載（会員自治体内のシルク関連企業情報）

内容③：イベント、施設、特産品及び販売店情報の追加掲載

内容④：わがまちのシルクPR隊（団体・ゆるキャラ等）の追加掲載

- (3) メーリングリストによる情報共有

内 容：会員自治体、顧問および協賛団体ごとのメーリングリストを使い、
会員自治体のシルクに関する取り組みやイベント情報などをタイム
リーに発信・共有

5. 事務局引継会

- (1) 鶴岡市（前会長市）から岡谷市（現会長市）への引継

日時：平成31年3月15日（金）16：00～

場所：大日本蚕糸会 蚕糸会館会議室（東京都千代田区有楽町1-9-4）

- (2) 岡谷市（現会長市）から西予市（次期会長市）への引継

日時：令和2年2月または3月

場所：大日本蚕糸会 蚕糸会館会議室（東京都千代田区有楽町1-9-4）

平成30年度事業報告

1. 全体事業

(1) 総会

日時：平成30年8月28日（火）15:00～16:00

場所：庄内産業振興センター第2研修室（山形県鶴岡市末広町3-1）

内容：平成30年度事業について、次期役員の選任ほか

(2) 幹事会

①第1回幹事会

日時：平成30年7月9日（金）14:00～15:00

場所：大日本蚕糸会 蚕糸会館会議室（東京都千代田区有楽町1-9-4）

内容：平成29年度事業報告、平成30年度事業計画（案）、

連携事業について、各産地の状況報告および取り組みの紹介など

②第2回幹事会

日程：平成31年3月15日（金）14:00～15:00

場所：大日本蚕糸会 蚕糸会館会議室（東京都千代田区有楽町1-9-4）

内容：平成30年度事業報告（案）、役員体制（案）、

全国シルクのまち情報誌「知・る・く（第10号）」発行について、
各産地の状況報告および取り組みの紹介など

2. 研修事業

(1) 第1回視察研修

日時：平成30年8月29日（水）9:00～12:00

場所：山形県鶴岡市（有限会社芳村捺染、松ヶ岡開墾場）

内容：企業視察、シルク関連史跡視察等

(2) 第2回視察研修

日時：平成31年3月15日（金）15:00～16:00

場所：大日本蚕糸会 蚕糸会館会議室（東京都千代田区有楽町1-9-4）

内容：清水早苗氏講演「2020年開催のオリパラは、大きなチャンス」

3. 連携事業

(1) シルクフォーラム in 鶴岡2018～東北絹産業の未来～

日時：平成30年8月28日（火）16:30～18:00

場所：マリカ市民ホール（山形県鶴岡市末広町3-1）

内 容：鶴岡市取組発表、トークセッション「東北絹産業の未来」

主 催：鶴岡市

共 催：シルクのまちづくり市区町村協議会

(2) 早稲田大学「きもの学」講義

日 時：平成30年11月8日（木）13:00～14:30

場 所：早稲田大学（東京都新宿区西早稲田1-6-1）

内 容：会長（鶴岡市長）による地場産業等をテーマとした講義

(3) 「きものファッションショー」 in きもの day 結城

日 時：平成30年11月10日（土）～11日（日）

場 所：結城市立公民館

内 容：関東経済産業局・絹のみち広域連携プロジェクトと、シルクのまちづくり市区町村協議会参画自治体が連携して開催

（足利市・駒ヶ根市・京丹後市）

「私の着物」をテーマに開催

(3) ヨコハマ“絹FES” in 大さん橋

日 時：平成30年11月15日（木）～17日（土）

場 所：横浜大さん橋国際客船ターミナル

（神奈川県横浜市中区海岸通り1-1-4）

内 容：関東経済産業局・絹のみち広域連携プロジェクトと、シルクのまちづくり市区町村協議会参画自治体が連携して出展

（結城市・富岡市・岡谷市・駒ヶ根市）

絹のみち広域連携プロジェクト及びシルクのまちづくり市区町村協議会の参画自治体による情報発信

・各産地の絹製品の展示販売

・結城紬着心地体験及びワークショップ

・結城紬製作工程の実演（糸つむぎ・地機織り）

・シルクのまちづくり市区町村協議会参画自治体・各産地のパンフレット設置

4. 情報発信・提供事業

(1) 全国シルクのまち情報誌「知・る・く」の発行（1回）

発行日：平成31年3月

内 容：協賛団体の紹介、わがまちのシルクPR隊の紹介、産地ブランドマークの紹介 他

(2) ホームページの運営（シルクに関する有益な情報発信）

内 容：ホームページ（<https://silktown.jimdo.com>）掲載情報の更新

内容①：協議会発行情報誌の掲載

内容②：企業情報の追加掲載（会員自治体内のシルク関連企業情報）

内容③：イベント、施設、特産品及び販売店情報の追加掲載

内容④：わがまちのシルク PR 隊（団体・ゆるキャラ等）の追加掲載

(3) メーリングリストによる情報共有

内 容：会員自治体、顧問および協賛団体ごとのメーリングリストを使い、
会員自治体のシルクに関する取り組みやイベント情報などをタイム
リーに発信・共有。

5. 事務局引継会

(1) 富岡市（前会長市）から鶴岡市（現会長市）への引継

日時：平成30年3月15日（木）10：30～

場所：富岡市生涯学習センター会議室（群馬県富岡市七日市400-1）

(2) 鶴岡市（現会長市）から岡谷市（次期会長市）への引継

日時：平成31年3月15日（金）16：00～

場所：大日本蚕糸会 蚕糸会館会議室（東京都千代田区有楽町1-9-4）

6. 政策提言・要望事業

内 容：国の関係機関（経済産業省等）に対し、全国和装産地市町村協議
会（事務局：京都府京都市）が作成した要望書に賛同し、シルク
のまちづくり市区町村協議会も連名で要望活動を実施
要望内容については、別添の資料を参照

日 時：平成30年11月27日（火）11：30～16：30

要 望 先：経済産業省製造産業局生活製品課、文部科学省初等中等教育局教
育課程課、文化庁文化財部伝統文化課

【平成30年度の活動評価】

富岡市から事務局を引継ぎ、鶴岡市が1年間、会長市として事務局を担当した。
幹事会・総会に合わせて研修事業を行ったが、総会では「シルクフォーラム in
鶴岡2018」と鶴岡市の絹関連施設等の視察、幹事会では協議会顧問の清水早

苗氏のご講演を企画した。シルクのまちづくりに関し、様々な角度から学び合う機会を作ることができたのではないかと考えている。

また連携事業として、今年度も引き続き、関東経済産業局・絹のみち広域連携プロジェクトと連携し「ヨコハマ“絹FES” in大さん橋」に4自治体が参加したほか、各産地のイベント等において、協議会のつながりを活かした取組ができた。このような動きを各自治体が連携して今後も継続・拡大し、シルク産業の振興や地域活性化をすすめていきたい。

令和2年度役員体制（案）

役 職	令和2年度役員自治体名	令和元年度役員自治体名
会 長	愛媛県 西予市	長野県 岡谷市
副会長	茨城県 結城市 滋賀県 長浜市 新潟県 十日町市	愛媛県 西予市 茨城県 結城市 滋賀県 長浜市
監 事	<u>【東北・中部経産局管内自治体】</u> 長野県 岡谷市（前年度会長）	新潟県 十日町市 山形県 鶴岡市（前年度会長）

○令和3年度役員体制（案）

会 長 結城市

副会長 長浜市、十日町市、【東北・中部経産局管内自治体】

監 事 【関東経産局管内自治体】、西予市（前年度会長）

○令和4年度役員体制（案）

会 長 長浜市

副会長 十日町市、【東北・中部経産局管内自治体】、【関東経産局管内自治体】、

監 事 【四国・九州経産局管内自治体】、結城市（前年度会長）

【参考1：役員数の考え方】

○国との接点を持ちつつ活動を進めるため、各経済産業局が管轄するエリアで区分する。令和元年8月現在、32自治体で構成され、経済産業省地方支部局管内の自治体数は、以下のとおり。

- ・東北経産局管内＝ 4自治体
- ・中部経産局管内＝ 2自治体
- ・関東経産局管内＝ 15自治体
- ・近畿経産局管内＝ 6自治体
- ・四国経産局管内＝ 1自治体
- ・九州経産局管内＝ 4自治体

○東北と中部、四国と九州を連合し、自治体数の比率に応じて選出することとしたため、以下のとおりの選出となっている。（比率⇒6：15：6：5）

- ・東北・中部経産局管内＝ 1自治体
- ・関東経産局管内＝ 3自治体
- ・近畿経産局管内＝ 1自治体
- ・四国・九州経産局管内＝ 1自治体

【参考2：輪番の考え方】

○当協議会の役員は、会長1、副会長3、監事2の6自治体を、上記の割合で選出し構成する。今後、加入市区町村が増えた際には、適宜、役員自治体を増やすことも想定され、加えて、輪番にも変更が加えられる可能性がある。

シルクのまちづくり市区町村協議会・構成団体等一覧

(令和元年8月21日現在)

■会員（32団体）

1	山形県鶴岡市	12	新潟県十日町市	23	滋賀県長浜市
2	山形県長井市	13	新潟県小千谷市	24	京都府京都市
3	山形県白鷹町	14	新潟県南魚沼市	25	京都府宮津市
4	福島県川俣町	15	石川県金沢市	26	京都府京丹後市
5	茨城県結城市	16	石川県小松市	27	京都府与謝野町
6	栃木県足利市	17	福井県勝山市	28	愛媛県西予市
7	栃木県小山市	18	山梨県富士吉田市	29	鹿児島県鹿児島市
8	群馬県富岡市	19	山梨県西桂町	30	鹿児島県奄美市
9	群馬県前橋市	20	長野県岡谷市	31	鹿児島県龍郷町
10	東京都新宿区	21	長野県駒ヶ根市	32	沖縄県久米島町
11	東京都武蔵村山市	22	長野県安曇野市		

◇役員

会 長 長野県岡谷市（市長 今井 竜五）
副会長 愛媛県西予市、茨城県結城市、滋賀県長浜市
監 事 新潟県十日町市、山形県鶴岡市

■特別会員[オブザーバー]

農林水産省、経済産業省関係部署担当課長

■事務局サポート

NPO法人日本染織文化振興会

■顧問（11名）

◎ファッションジャーナリスト

清水 早苗氏 ジャーナリスト／クリエイティブ・ディレクター

◎クリエーションコーディネーター

松田 正夫氏 繊維・未来塾 塾長／（株）大阪繊維リソースセンター特任顧問

岡田 茂樹氏 元東京ファッションデザイナー協議会議長／元鶴岡 kibiso プロデューサー

◎テキスタイルデザイナー

須藤 玲子氏 株式会社布取締役

酒井 美和子氏 （有）GBカンパニー代表取締役

福井 健二氏 K. FUKUI PERSONAL OFFICE&EA 主宰

永森 達昌氏 オフィス・ナガモリ代表

◎和装

早坂 伊織氏 着物伝承家

笹島 寿美氏 着装コーディネーター・帯文化研究家

◎研究機関

玉田 靖氏 信州大学 繊維学部 教授

長島 孝行氏 東京農業大学 農学部デザイン農学科 教授（農学博士）

藤井 浩司氏 早稲田大学 政治経済学術院政治経済学部／政治学研究科 教授

阿部 栄子氏 大妻女子大学 家政学部被服学科 学科長／教授（学術博士）

■協賛者等（24団体）

◎蚕糸団体

（一財）大日本蚕糸会、中央蚕糸協会、碓氷製糸株式会社、蚕糸・絹業提携グループ
全国連絡協議会

◎産地織物組合

鶴岡織物工業協同組合、福島県絹人織織物構造改善工業組合、小千谷織物同業協同組合、山梨県絹人織織物工業組合、滋賀県絹人織織物工業組合、丹後織物工業組合、本場大島紬織物協同組合、本場奄美大島紬協同組合

◎絹業団体

全国染色協同組合連合会、全国染織連合会、京友禪協同組合連合会、京都工芸染匠協同組合、日本織物中央卸商業組合連合会、(一社)全日本きもの振興会、(公社)全日本きものコンサルタント協会、(一財)シルクセンター国際貿易観光会館(シルク博物館)、東京ネクタイ協同組合、日本繊維輸入組合、新宿区染色協議会

◎その他団体

GS 世代研究会

シルクのまちづくり市区町村協議会規約

(名称)

第1条 本会は、シルクのまちづくり市区町村協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 協議会は、参加する市区町村が、シルク産業・シルク文化に関する諸課題を共有し、政策研究及び情報交換を行い、並びに会員相互の連携を図ることにより、まちづくりに関わる様々な諸問題に対して総合的に対応し、もってシルク産業の振興とシルク文化の活用による魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) シルク産業の活性化及びシルク文化の振興に向けた政策研究及びこれに関連する課題等の研究
- (2) シルク産業・シルク文化に関する政策提言
- (3) シルク産業・シルク文化の魅力の積極的啓発
- (4) 会員相互の交流、支援、連携等を図るための活動
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する日本国内の市区町村をもってその会員とする。

(特別会員)

第5条 協議会に、オブザーバーとして特別会員を置くことができる。

- 2 特別会員は、会員が推薦する府省庁の担当課室長等をもって充てる。
- 3 特別会員は、会長の求めに応じて、協議会の運営及び組織一般に関し、助言を行う。

(顧問)

第6条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員が推薦するシルク産業またはシルク文化に関わる学識経験者をもって充てる。

3 顧問は、会長の求めに応じて、協議会の事業に関し、助言および協力を行う。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

監 事 若干名

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、会計の監査にあたる。

(役員を選任方法及び任期)

第8条 会長は、会員の互選により選出し、任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 副会長及び監事は、会員のうちから会長が指名する。

3 補欠のために選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。

(総会及び臨時会)

第9条 総会及び臨時会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 総会は、年1回開催する。

3 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(総会又は臨時会の議決方法)

第10条 総会の決議は出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(協賛者等)

第11条 協議会は、幅広い意見を聴取するため、第2条の目的に賛同する団体、企業、大学、研究機関又は個人を募り、協賛者等として登録する。

2 協賛者等は、協議会事業の推進に関し、可能な範囲で協力を行う。

(幹事及び幹事会)

第12条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、会員が任命する者をもって充てる。

3 幹事会は、幹事で構成し、協議会活動に関して必要な連絡調整を行う。

4 幹事会は、必要に応じて、会長が招集し、会長が指名する幹事を議長とする。

(経費)

第13条 協議会の活動に要する費用は、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わるものとする。

2 決算は、監事の審査に付し、その意見を付して直近の総会で承認を得るものとする。

(事務局)

第15条 事務局は、会長所在地の市区町村役所(場)内におく。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年1月26日から施行する。
- 2 設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月末日までとする。
- 3 この規約は、平成26年8月25日から改正する。
- 4 この規約は、平成27年8月27日から改正する。
- 5 この規約は、平成29年3月17日から改正する。
- 6 この規約は、平成30年3月15日から改正する。